

軽減税率対策補助金

軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際（リースによる導入も補助対象となります）に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

■軽減税率対策補助金の2つの申請類型

A型（複数税率対応レジの導入等支援）のポイント

レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売している事業者が、複数税率に対応するためのレジの新規導入や、既存レジの改修を支援します。	
補助率	①導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3/4 ②導入費用が3万円以上の場合：2/3 ③タブレットなどの汎用機器：1/2
補助上限額	レジ1台当たり20万円。 さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台当たり20万円を加算。 複数台を導入する場合は、1事業所当たり200万円を上限。
補助対象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用
申請手続	基本的には、申請書数枚と証拠種類でしんせいが可能です。 また、申請者自身による申請に加え、一部メーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用も可能です。
申請期限	平成31年12月16日までに交付申請書を提出。 ※平成31年9月30日までにレジの導入・改修を追い、支払を完了したものが対象となります。

B型（電子的受発注システムの改修支援等）のポイント

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用して軽減税率対象商品を取引している事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替えを支援します。	
補助率	2/3
補助上限額	①小売事業者等の発注システムの場合：1,000万円 ②卸売事業者等の受注システムの場合：150万円 ③発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補助対象	電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替え、電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受発注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替え ※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、購入費用の1/2相当額が支援対象となります。
申請サポート等	専門知識を必要とする改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。
申請期限	①システム改修等の場合 平成31年6月28日までに交付申請書を提出。 交付決定を受けた後、平成31年9月30日までに受発注システムの改修・入替えと支払を完了。平成31年12月16日までに事業完了報告書を提出。 ②パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合 平成31年12月6日までに交付申請書を提出。 平成31年9月30日までに受発注システムの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象となります。

軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金等の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

URL <http://kzt-hojo.jp>

専用ダイヤル

0570-081-222 受付時間 9時～17時（土日を除く）